

平成 29 年 度

第 7 回

多良木町農業委員会総会議事録

平成 29 年 10 月 10 日

多良木町農業委員会

平成29年度

第7回

多良木町農業委員会総会議事録

1 場所 役場委員会室

2 日時 平成29年10月10日(火)午前9時

3 出席委員

1	谷口 照幸	2	児玉 ちさ子	3	小田 康宣	4	深水 良子
5	椎葉 史郎	6	田山 俊博	7	星原 一男		
		10	西 丈一	11	秋山 昇	12	黒木 康德
13	尾方 隆博	14	加藤 征一郎			16	益田 良則
17	林田 裕司			19	中野 友春	20	田中 英一

4 欠席委員

8	岩崎 正行	9	西 辰郎	15	藤本 優	18	福嶋 重實
---	-------	---	------	----	------	----	-------

5 事務局出席

局長 川越 恭子	係長 佐々木 英人	参事 小田 智子
----------	-----------	----------

6 議事

日程第1

議事録署名

2 番	10 番
-----	------

日程第2

議案第 25 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見進達について

日程第3

議案第 26 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見進達について

日程第4

議案第 27 号 多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第5

議案第 28 号 事前調査委員の指名について

日程第6

その他

○事務局

ただいまより平成 29 年度、第 7 回農業委員会を開催いたします。

よろしく願いいたします。

ご着席ください。

では、まず会長よりごあいさつをお願いします。

○会長

改めましておはようございます。

農繁期のお忙しい中、総会に出席いただきましてありがとうございます。

晩秋ですが、暑い日が続いておりまして、きょうも予報では、真夏日になるようでして、今日気温が上がりますと、3 日連続の真夏日となるようです。

昼夜温度ですね、温度気温の差が非常にこう大きくなっておりまして、体調を壊しやすい気候となっております。

体調管理には十分注意をされて、お過ごしをいただきたいと思います。

また、田んぼではですね、コンバインが忙しく動いておりまして、稲の収穫作業も最盛期を過ぎまして、終盤戦に入っているようです。

今年の管内の稲の作況では、やや良という指数が発表されております。

ことしですね、稲刈りの始め頃は、天候に恵まれませんでした。

刈り遅れが心配されましたが、品質的には影響がないようです。

害虫ですね、秋ウンカとか、カメムシの影響で等級に影響が出ているところもあるようですが、実り多い秋になるようです。

稲刈りもこれからが最終段階に入ります。

コンバインのオペレーターされる方もおられると思いますが、オペレーターの方も、補助をされる方も、農作業中の事故には十分注意をしていただいて作業に当たっていただきたいと思います。

今日はですね、欠席届が出ておりまして、8 番、9 番、15 番、18 番が欠席をされております。

あとの方は出席ですので、この総会は成立をしております。

調査委員の方には、昨日から現地調査お疲れさまでございました。

後ほど調査結果の報告をしていただきたいと思います。

○議長

それでは、早速議事に入りますが、着座にて進めさせていただきます。

まず、日程第 1 の議事録署名委員の指名でございますが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

はい、ないようですので、指名させていただきます。

2 番、10 番にお願いをします。

書記につきましては、事務局の方をお願いをしております。

日程第 2、議案第 25 号、農地を第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する進達について議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第 25 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する進達意見を決定していただくものです。

下記のとおり、農地を農地以外のものにするための許可申請がありましたので、許可不許可についての進達意見を決定していただきます。

番号 1 番、ご覧のとおりです。

昭和 43 年以前から、住宅は建てられていて、宅地として利用されていたということです。

現在も家が建っている状態です。

よろしくをお願いします。

事務局からの説明が終わりましたので、調査委員から調査結果の報告をお願いします。

○4 番

農地法に基づく許可検討事項について、議案第 25 号番号 1 番の調査結果の報告をいたします。

平成 29 年 10 月 6 日、4 番私、5 番、16 番、事務局とで現地調査をいたしました。

申請地は第 2 種農地です。

住宅が連檐している区域で、10 ヘクタールの広がりがない区域です。

申請人は、実家の所有である現在地に昭和 34 年に住居を建設し住んでおられました。

現在、土地の相続により所有者は申請人になりましたが、転居しており、事実上実家に当たる親族の方が管理をされてます。

農地として、現況に戻したほうが適当と思えるものではありませんでした。

転用の妨げになるようなものは認められず、資力や目的実現の確実性はあると思います。

被害の防除については問題ないと思われます。

土地建物の管理は、申請地隣の実家に住まわられてる親族の方が管理されており、始末書も申請書に添付してあります。

以上のようなことから、許可条項等による許可要件はすべて満たしていると考えます。

○議長

はい、ありがとうございました。

議案第 25 号の議案の説明と調査結果の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

どなたかご質問なりご意見なりありましたら出していただきたいと思いますが、無いでしょうか。

それでは、無いようですので、全員賛成ということで、議案第 25 号は許可相当として県の方に進達したいと思います。

続きまして、日程第 3 議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見進達について議題といたします。

事務局より、申請理由の説明をお願いします。

○事務局

日程第 3 議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する進達意見決定について、下記のとおり、農地を農地以外のものにするための許可申請がありましたので、許可、不許可についての進達意見を決定していただくものです。

番号 1 番、2 番、3 番につきましては、譲り受け人が同一の方となっております。

詳細はご覧のとおりで 3 名となっております。

場所は 1 カ所のところに、3 人の所有者が存在していらっしゃるということになります。

こちらの方は駐車場として利用されるということで申請が出ております。

続きまして、番号 4 番。

譲渡人、譲受人親子の関係です。

申請内容につきましてはごらんのとおりになっております。

これは所有権の移転をされるということです。

現在、宅地として利用されておりますけれども、地目が田ということで、今回申請をされております。

よろしく願いいたします。

○議長

議案第 26 号の説明が終わりました。

これに関連して調査結果報告をお願いします。

○4 番

農地法に基づく許可検討事項について、議案第 26 号番号 1 番から 3 番は一緒ですので 3 番までの説明をいたします。

平成 29 年 10 月 3 日、4 番私、5 番、16 番、事務局とで現地調査をいたしました。

申請地は第 1 種農地です。

申請地は県道に面していて住宅が連帯して連檐している区域です。

住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものです。

譲受人は、申請地の道向かいに住んでおられます。

転用の妨げになるようなものは認められず、資力、目的実現の確実性はあると思います。

被害の防除については、舗装はされず雨水は地下浸透されるそうです。

何かあった場合は対処されることになっております。

以上のようなことから、許可条項等による許可要件はすべて満たしていると考えます。

金額なんですけど、20万8000円、8000円、21万4000円だそうです。

○議長

はい、ありがとうございます。

議案第26号の申請事由の説明と現地調査の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ありましたら、出していただきたいと思っております。

○11番

すいません。

場所のはどこになってますか。

駐車場ということですけども、何をされているかちょっと教えてください。

○事務局

場所は、里の城大橋を渡った所を栖山の方にいき、農協の倉庫の先の左側ぐらいになりますけれども、運送業されておまして、現在多良木町内に、駐車場を借りて、されているんですけども、自宅敷地内に事務所があり、事務所からなるべく近いほうがいいということで、申請地を選定されたようです。

ここは農振地域ですので、農振除外の申請をされて、13番17番でいろいろご指導をいただき、やっと駐車場として、利用できる農振の許可がおりて、今回の農業委員会への申請に至ったという経緯になっております。

○13番

今の件ですけども、1番から3番までの方は一応私のエリアということで、11番からちょっとご質問があったんですけども、今までの経緯っていうのを説明させていただきたいとおもいます。

(経緯の説明)

○事務局

第26号の申請に当たっての経緯の話でありました。

議案第26号の4番の調査結果説明をお願いします。

議案第26号の調査結果説明をいたします。

農地法に基づく許可検討事項について、第26号番号4番の説明をいたします。

平成29年10月6日、4番、5番私、16番と事務局と現地を調査しました。

申請地は、第2種農地で申請地は県道に面していつて住宅が連檐してる区域です。

転用申請せずに、住居、農業用倉庫を建設されております。

譲渡人は、今回、子供さんである譲受人に贈与したく今回の申請をされます。

20年ほど前に許可なく住居を建設されたということで、始末書も添付されております。

転用に妨げになるようなものは認められず、資力や目的実現の確実性はあると思いま

す。

雨水の排水については、敷地横の水路に排水されてるということです。

何か問題が生じた場合はその都度協議し、責任をもって解決されるそうです。

以上のようなことから、許可条件条項などによる、許可条件はすべて満たしていると考えます。

以上です。

○議長

議案第 26 号の 4 番の現地調査の報告が終わりました。

この件についてご意見なりご質問でなりある方は出していただきたいと思いますが、ございませんか。

議案第 26 号につきまして、許可相当ということで進達してよろしいでしょうか。

はい、異議がないようですので、議案第 26 号は、全員賛成ということで、許可相当として県に進達をいたします。

続きまして日程第 4、議案第 27 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

この件につきましては、議事参与の制限にあたる方がおります。

14 番議案の審議が終わるまで、退席をお願いします。

それでは、退席された。

委員に関する、議案の説明をお願いします。

○事務局

平成 29 年第 10 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、別紙計画書について、9 月の 29 日付けで多良木町長より、農用地利用集積計画の決定を求められております。

まず退席された方のご説明をさせていただきます。

別紙をご覧ください。

計画要請の内容につきましては、経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしておると考えております。

よろしくをお願いします。

○事務局

議案第 27 号の議事参与に係る委員の案件について説明が終わりました。

この件について何かご質問なりありましたら出していただきたいと思ひます。

はい。

ないので入室をお願いします。

これより、議案第 27 号残りの案件の説明をお願いします。

○事務局

集積計画書の総括表の方でご説明をします。

(内容説明)

以上計画の要請の内容につきましては、経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上になりますよろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。

今回の農用地利用集積計画について何かご意見ご質問等ありましたら、出していきたいと思っております。

ありませんか。

はい、全員賛成のようですので、議案第27号は、原案のとおり、決定をさせていただきます。

日程第5、議案第28号、事前調査員の指名について議題といたします。

11月は10日を総会、前日の9日を調査の日と予定をしておりますが、調査委員につきましては6番、2番、17番をお願いいたします。

日程について、いかがでしょうか。

はい。

それでは、決定をさせていただきます。

11月9日、木曜、調査員が6番、2番、17番をお願いいたします。

総会を11月10日金曜日午前9時からこの場所で行いますので、出席をお願いします。

以上で本日提案をしておりました議案の審議すべて終了いたしました。

○事務局

これもちまして、平成29年度第7回農業委員会総会を終了いたします。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為にここに署名捺印する。

議長

2番委員

10番委員

書記